相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市岸町八七二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　廣田　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十五日

静岡市葵区梅屋町六番地の四　Ｈｅｒｏ　ＫＷ二〇三号

相続財産管理人　弁護士　石川　雅大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区桐林町二丁目六〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　村瀬多恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十五日

事務所愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番三三号有楽ビル二階春馬・野口法律事務所内

相続財産管理人　弁護士　春馬　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市塚口町三丁目三八番地二、最後の住所兵庫県尼崎市塚口町三丁目三八番地の二　被相続人　亡　森泉　尚司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十五日

事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階

相続財産管理人　弁護士　津久井　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山市松ヶ丘二丁目七七番地、最後の住所和歌山市西浜一丁目二番八号　被相続人　亡　西本登美雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十五日

事務所和歌山県橋本市東家一丁目一番一五号ファーサードビル二階　紀北はしもと法律事務所

相続財産管理人弁護士　堀江　佳史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市島根町大芦三〇四五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　槇原　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十五日

島根県松江市乃木福富町二六八番地一二

相続財産管理人　三上　眞爾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市紅葉町六番、最後の住所愛媛県松山市紅葉町六番二五号　被相続人　亡　西川　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十五日

愛媛県松山市味酒町二丁目一五番地二

相続財産管理人　司法書士　中谷　匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡恩納村字仲泊四八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大城　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十五日

沖縄県国頭郡恩納村字仲泊四八番地

相続財産管理人　大城　聡

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年二月十五日

一　墳墓等所在地　鳥取県鳥取市安長五四四番地

一　墳墓等の名称　宗教法人東圓寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　鳥取県鳥取市安長岡本ちか・岡本百市、鳥取県鳥取市材木町　土谷幸子

一　改葬を行おうとする者　鳥取県鳥取市安長五四四番地　宗教法人東圓寺住職　磯江　希元

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年2月15日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社アイビル　②茨城県知事(3)5689　③代表取締役　飯坂章　④茨城県土浦市上高津新町２―34　⑤1000万円　⑥茨城県知事　⑦茨城県土浦市上高津新町２―34　株式会社アイビル　代表取締役　飯坂章

①帝王商事有限会社　②東京都知事(6)52948　③代表取締役　山本孝一　④東京都新宿区新宿二丁目２番10号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区新宿二丁目２番10号　帝王商事有限会社　代表取締役　山本孝一

①合同会社Van Cleve Investment　②東京都知事(1)第8722号　③代表社員　ＫＡＩＳＥＲ　ＡＳＳＥＴ株式会社　職務執行者　橋田宏彦　④東京都中央区日本橋一丁目15番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋一丁目15番１号　合同会社Van Cleve Investment　代表社員　ＫＡＩＳＥＲ　ＡＳＳＥＴ株式会社　職務執行者　橋田宏彦

①株式会社双伸　②大阪府知事(2)50998　③代表取締役　西山昌一　④大阪府泉佐野市市場東２丁目315番地５　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府泉佐野市市場東２丁目315番地５　株式会社双伸　代表取締役　西山昌一

①大栄興産　②福岡県知事(7)8729　③上村達雄　④福岡県北九州市戸畑区沖台１丁目６番26号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県北九州市戸畑区沖台１丁目６番26号　大栄興産　上村達雄

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、平成二十三年十二月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十五日

東京都大田区南蒲田二丁目一六番二号

株式会社ニコン・トリンブル

規約型確定給付企業年金清算人

藤田　直也